

1 【令和2年11月1日～15日】

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺区役所中央監視装置修繕

2 契約の相手方

アズビル株式会社

3 随意契約理由

本件は、天王寺区役所に設置している中央監視装置の修繕を行うものである。

当該機器については、すべてアズビル株式会社が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたってはアズビル株式会社を通じてのみ入手可能な純正製品並びに機器に関する知識が必要である。

機器の取替にあたっては、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、当区業務に影響を及ぼすことなく実施し、当該設備について一貫した責任と性能の保証を持たせる必要がある。

以上の理由から、アズビル株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所企画総務課（電話：06 - 6774 - 9898）

3 【令和2年11月16日～30日】

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺区役所地下ゴミ置き場防火シャッター修繕

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、天王寺区役所地下ゴミ置き場防火シャッターが途中で停止し、動作しないことから、修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該シャッターは、三和シャッター工業(株)が設計製作・設置したものであるが、施工にあたっては製作会社独自の部品が必要なことに加え、試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、製造物責任の所在を明確にするとともに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせるには、他社に修繕を行わせることは不可能であり、同社に修繕させることが必要である。

以上のことから、三和シャッター工業(株)を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所企画総務課 (電話：06 - 6774 - 9898)